測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県宇陀土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十一年十二月八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　測量の目的　公共測量（二級及び四級基準点測量）

二　測量の地域　宇陀市大宇陀区大字下片岡地内

三　測量の期間　平成二十一年十二月十日から平成二十二年二月二十六日まで